

## 西東京市立 柳沢小学校 学校いじめ防止基本方針

**1 基本的な考え方**

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く、深い傷を残すものであり、決して見逃してはならない。いじめはどの学級にも起こり得ること、また、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組む必要がある。本校でも年間3回の『いじめアンケート』を行っているが、いじめの兆候を認知した場合には、躊躇せず、速やかに解決するためのあらゆる方策を講じる。早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じる。

何より大切なことは、いじめを起こさない学校風土、学級風土をつくることにある。そのため、自己肯定感を育む学級経営の充実と、自他を尊重する精神を培う人権教育の徹底を、学校組織上げて取り組む。また、保護者、地域との連携を深め、いじめ撲滅に向けて協働して取り組む。

**2 未然防止のための取組**

## (1) 児童への取組

- ・いじめを起こさせない土壌を作るために、自他の尊重を各教科・領域を通して、繰り返し指導する。
- ・学級経営を充実させ、自尊感情を高めると共に、何でも言える学級の雰囲気を作る。
- ・年2回、人権集会を開き、いじめ防止ビデオの視聴を行い、その後各学級で指導する。
- ・特に読書活動を重視し、豊かな心の育成に努める。

## (2) 保護者・地域への取組

- ・道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を活用した啓発活動を推進する。
- ・個人面談や家庭訪問などを通じて、家庭との緊密な連携協力を進める。

## (3) 関係機関との取組

- ・管理職の校内巡視やスクールカウンセラーによる授業観察を定期的に密に行い、いじめの兆候をいち早くキャッチする。
- ・学校いじめ対策委員会を設置し、月1回の定例会議と、必要に応じ随時臨時会議を開く。
- ・学校いじめ対策外部委員会を学期1回実施し、関係機関と連携を図る。

**3 早期発見のための取組**

○年3回、児童にいじめについてのアンケートを実施する。

・今まで同様、記述のあったもの全てについて各担任による聞き取りを行い、校内いじめ対策委員会に報告する。

○情報の交換を密に行う。

・毎週の生活指導終会で、情報交換を密に行い、兆候としてあげられた情報があった場合は、終会終了後臨時の校内いじめ対策委員会を開き、情報の分析と対応策を検討し、担任に具体的に指示する。

○保護者・地域・田無柳沢児童センターとの連携を強める。

・育成会など地域との連携を密に行い、学校外での子供の様子なども随時報告してもらおう依頼する。

○振り返りカードを活用する。

・学期ごとに行う振り返りカードを利用し、いち早く児童の変化を把握する。

## 4 早期対応のための取組

### (1) 初期対応の取組

- いじめの兆候が認められた場合は、すぐに校内いじめ対策委員会に報告する。臨時のいじめ対策委員会を当日開き、具体的に役割分担し、担任支援を開始する。また、分担して加害児童、被害児童への聞き取り、保護者への連絡を行う。

### (2) 被害児童への支援

- 学校が必ず守るという安心感をもたせる。校内いじめ対策委員会で体制を取り、交代で休み時間等の見守りを実施する。
- スクールカウンセラー、養護教諭等により心のケアを行う。
- 保護者へ指導の経過を伝え、家での見守りを依頼する。
- 深刻になりつつある場合は、校内いじめ対策委員会に保護者を交えて、対策を考える。

### (3) 加害児童への指導

- 丁寧に聴き取りを行い、行為への振り返りをさせ、二度と繰り返さぬよう指導する。
- スクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。
- 指導の内容を保護者に伝え、二度と繰り返さぬよう、協力を依頼する。
- 被害児童に対する謝罪のみで終わらせず、関係の修復を経て、周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すよう、教職員全体で支援していく。

## 5 重大事態への対処

### ○早期対応によるいじめられた児童の安全確保

- いじめられた児童の安全、及び、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 教育委員会に速やかに報告し、連携した対処を行う。

### ○関係諸機関、および警察と連携した対応

- スクールカウンセラーや学校教育アドバイザー、及び、学校に派遣された関係機関や臨床心理士と連携しながら対処を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察、及び、児童相談所と連携した対処を行う。

### ○「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」の調査への協力

- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、または、市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。
- 重大事案の調査結果についての、市条例第12条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査(再調査)に協力する。

## 6 組織的な対応の在り方

### (1) 組織的な指導体制

- いじめ対策委員会を定例で行い、取り組みを評価する。
- 休み時間など、校舎内外を巡回する教員の週番活動を徹底し、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握し未然防止と早期発見に努める。

### (2) 相談体制

- 学校便り、学年便りにより相談体制について知らせ、いつでも利用できるようにする。
- 保護者との個人面談の際に、兆候はないか確認する。
- 1学期にスクールカウンセラーによる5年生全員への面談を実施する。

## 7 研修体制

- 全ての教職員の共通理解を図るため、年度初めに、いじめをはじめとする指導上の諸問題に関する研修を行う。
- 学期1回人権終会を行い、教職員の人権感覚を常に磨く。